

＜就労定着支援＞

【令和7年4月1日現在】

事業所名	就労支援事業所リエゾン		
事業の種類	就労定着支援	事業所番号	第1710105824号
事業所の所在地	石川県金沢市茨木町67番地		
事業所の連絡先	076-208-3015	管理者	中山 肇
運営方針	1. 当事業所は、利用者に対して、通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行う。 2. 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供を行う。 3. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の措置を講じる。		
サービス内容	利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、本人等と協議をし、契約締結後に作成する「個別支援計画」に定めます。		
	1. 対面による相談支援、指導及び助言 2. 雇用先の事業主等、関係機関との連絡調整 3. サービス利用中に離職する者への支援 4. 日常生活、社会生活面での支援		
営業日	月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く）		
営業時間	午前8時30分～午後5時15分		
サービス提供時間	午前9時00分～午後4時00分		
事業の実施地域	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町、野々市市等		
従業員の職種、員数	管理者兼サービス管理責任者：1名、就労定着支援員：2名（兼任）		
事故発生及び緊急時の対応について	利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等、必要な処置を講じるほか、家族等へ速やかに連絡いたします。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。		
苦情相談窓口	窓 口：就労支援事業所リエゾン		
	担当者：山口 早紀		
	連絡先：076-208-3015		
第三者評価の実施状況	実施の有無（有・無）		
利用料	訓練等給付費から給付されるサービス利用料金		
	<input type="checkbox"/> 指定就労定着支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町から基準額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はその1割とします。ただし、市町が定める月額負担上限額の範囲内とします。		
その他の費用	<input type="checkbox"/> 日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者に負担していただくことが適当であるもの：実費		
サービス利用に関する留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は、宗教活動、政治活動、営利活動、飲酒、暴力等、他の利用者に迷惑を及ぼすような行為をしてはならない。 ・ 利用者は、管理者や就労定着支援員等と協力し、施設内の秩序を保ち相互親睦に努める。 ・ 利用者は、施設内の清潔・整頓、その他の環境衛生の保持のために協力する。 ・ 利用者は、外出する場合は事前に事業者へ届け出る。 ・ 利用者は、指定場所以外での喫煙をしない。 ・ 利用者は、お互いに金品の貸し借りをしない。 		